

「収支計算書」から「活動計算書」への変更について

平成23年6月15日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、収支計算書が「複式簿記・発生主義」による会計処理が前提となる“活動計算書”に変更されています。

(法27条第3号関係)

※計算書類(＝財務諸表)とは、活動計算書＋貸借対照表＋注記

※財産目録は貸借対照表の内容の詳細記載

〔活動計算書の作成のポイント〕

- 経常費用は**事業費**と**管理費**に分け、さらにそれぞれを「**人件費**」と「**その他の経費**」に分けます。事業名ごとの内訳は、「注記」で表示します。
- 計算書類の「**注記**」が必要です。注記は、計算書類と一体であり重要なものです。重要な会計方針(固定資産償却方法、消費税の取扱い方法等)、借入金増減、固定資産の増減、ボランティアによる役務の提供の内訳、事業費の事業別内訳、施設の提供等の物的サービスの受け入れの内訳などがある場合は、確実に注記することが重要です。
- ボランティアなどを会計に取り込みます。
無償又は著しく低い価格でボランティアによる役務の提供や施設の提供等の物的サービスを受けた場合で、提供を受けた部分の金額を合理的に算定できる場合には、その内容を注記することができます。なお、その金額を外部資料等で客観的に把握できる場合には、注記に加えて活動計算書に計上することができます。計上するかどうかは法人の任意です。

〔改正内容の適用時期〕

平成24年4月1日以降に始まる事業年度の報告書から適用されています。ただし、経過措置として、当分の間は、従来どおり収支計算書を作成し提出することが認められています。

《NPO法人会計基準を適用し、活動計算書を提出する際は、定款を変更しましょう》

NPO法人会計基準を適用して活動計算書を提出する場合には、総会において定款変更の決議を行い、定款変更をしてください。

(H24改正法施行に伴う定款の主な変更点) ※定款変更申請書記載例をご覧ください。

- ① 収支予算書、収支計算書 → 活動予算書、活動計算書
- ② 収入支出 → 収益費用 収入→収益
- ③ 全員の同意書に基づく総会みなし決議(採用するか否かは法人の自由)
- ④ 定款変更認証条項 「以下の事項を除いて」方式→「以下の事項を」方式